公　告

大規模小売店舗立地法第８条第１項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定により、令和６年７月26日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、令和６年12月13日から令和７年１月14日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び周南市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和６年12月13日

山口県知事　村　岡　嗣　政

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　　アルク慶万店

所在地　　周南市慶万町1833の１

２　意見の概要

特に配慮を求める事項はない。